

## 第2回南城市商工会まつり併催「こどもまつり」 出店募集要領

### 1. 目的

南城市商工会まつりに併催して「こどもまつり」を開催し、こども達が販売、接客、企画運営及び来場者との交流等を体験する学びの機会を提供するとともに、小・中学校、PTA、スポーツ・文化クラブ、地域のこども会等の活動に必要な資金造成を支援し、地域全体でこども達の活動を応援することを目的とします。

### 2. 主催

南城市商工会青年部

### 3. 開催日時

令和8年10月3日（土）10時～18時

令和8年10月4日（日）10時～17時

### 4. 開催場所

南城市観光交流拠点（南城市公共駐車場 A 区画）※南城市庁舎隣り

### 5. 募集対象

南城市内の小・中学校、PTA、スポーツ・文化クラブ、地域のこども会その他こども達の健全育成を目的に活動する団体とします。

### 6. 募集ブース数

4 ブース

### 7. 出店条件

- (1) 出店の目的が、団体活動に必要な資金造成又はこども達の学び・体験につながるものであること。
- (2) こども達が、準備、販売、接客、体験対応、展示説明等に可能な範囲で主体的に関わること。
- (3) 責任者及び必要な保護者・指導者を配置し、出店中の安全管理及び金銭管理を行うこと。
- (4) 原則として2日間出店すること。ただし、学校行事等やむを得ない事情がある場合は事前に相談すること。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利事業者の宣伝を主目的とする内容、公序良俗に反する内容でないこと。
- (6) 主催者の指示及び本要領を遵守すること。

### 8. 出店内容

- ・ 物品販売（手作り品、団体グッズ、衣類、適正な食品表示がされた未開封の市販品等）
- ・ 体験・ゲーム（スポーツ体験、工作、的当て、展示体験等）
- ・ 団体活動の紹介・展示
- ・ その他、主催者が適当と認める内容

※会場で調理・加工を行う食品及び臨時営業許可を要する飲食の販売はできません。

※景品を伴うゲーム等を行う場合は、内容及び料金設定が過度にならないよう配慮してください。

## 9. ブース仕様・主催者準備物

- ・1 ブース：2 間×2 間（約 3.56m×3.56m）
- ・テーブル 2 台（1.8m×0.45m）、椅子 2 脚
- ・LED 照明 1 本、2 口コンセント（合計 1,500W まで）

※追加の什器、装飾、延長コード、商品・景品等は各団体で準備してください。

## 10. 出店料等

出店料は無料とします。ただし、搬入・搬出、材料、商品、景品、装飾、保険等に係る費用は各団体の負担とします。

## 11. 申込方法

所定の出店申込書に必要事項を記入し、南城市商工会へ提出してください。

**申込期限：**令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時必着

## 12. 選定方法

応募団体が 4 団体を超える場合は、南城市商工会青年部等で構成する選定会において、申込書の内容を基に総合的に審査し、出店団体を決定します。先着順ではありません。

|   | 選定項目           | 主な確認内容                                |
|---|----------------|---------------------------------------|
| 1 | 出店内容の魅力・来場者参加性 | こどもまつりの趣旨に合い、来場者が楽しめる内容であるか。          |
| 2 | 資金造成の目的・必要性    | 造成資金の使途や必要性が具体的かつ妥当であるか。              |
| 3 | こどもの主体性・学び     | こども達が準備・運営に関わり、学びや経験につながるか。           |
| 4 | 安全性・実現性        | 安全管理体制、運営人員、準備計画等が適切で、実施可能か。          |
| 5 | 全体バランス         | 他団体との内容の重複、年齢層、分野等を踏まえ、会場全体の構成に寄与するか。 |

※選定結果及び審査内容に関する個別の問い合わせには回答できません。

## 13. 結果通知・出店説明会

- ・選定結果：令和 8 年 9 月上旬に応募団体へ通知します。
- ・出店説明会：開催日時及び場所は、選定団体へ別途通知します。

## 14. 搬入・搬出

- ・搬入：令和 8 年 10 月 2 日（金）15 時～17 時、又は各開催日の 8 時～9 時
- ・搬出：令和 8 年 10 月 4 日（日）18 時（主催者の案内に従うこと）

## 15. 留意事項

- (1) 出店位置、会場レイアウト、駐車場及び搬入経路等は主催者が決定します。
- (2) 販売価格、体験料金等は来場者に分かりやすく表示してください。
- (3) 売上金、釣銭、商品、備品及び私物は各団体の責任で管理してください。盗難、紛失等について主催者は責任を負いません。
- (4) 出店に伴う事故、けが、食物アレルギー、食中毒、器物破損その他のトラブルが生じないように、

各出店団体の責任において十分な安全対策を講じてください。事故等が発生した場合は、負傷者及び購入者等への対応を行うとともに、直ちに主催者へ報告してください。

(5) 食品を販売する場合は、法令に基づく適正な表示がされた未開封の市販品に限るものとします。

各出店団体の責任において、仕入先、消費期限又は賞味期限、保存方法、包装状態及びアレルギー表示等を確認し、商品に表示された保存方法に従って適切に保管・販売してください。

(6) 販売した食品に関する問い合わせ、返品、健康被害その他購入者への対応は、原則として販売した出店団体が責任をもって行うものとします。食品事故又はそのおそれがある場合は、直ちに販売を中止し、主催者へ報告してください。

(7) 荒天、災害その他やむを得ない事情により、内容の変更又は中止となる場合があります。これに伴う損失について主催者は補償しません。

(8) 出店後、売上額及び資金造成の成果等について簡単な報告をお願いする場合があります。

## **16. 申込・問い合わせ先**

南城市商工会 担当：東江・仲本

TEL：098－947－1283

FAX：098－947－6559